

## 島原地域広域市町村圏組合地域ケア会議設置要綱

平成27年9月1日告示第23号

改正 平成30年4月11日告示第9号 令和元年6月17日告示第3号

令和元年9月20日告示第9号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき、地域の保健、医療、介護サービス等の社会的資源が有機的に連携を図りつつ、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした、島原地域広域市町村圏組合地域ケア会議の設置に関し、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 島原地域広域市町村圏組合地域ケア会議は、次の各号に掲げる会議（以下「各会議」という。）により構成するものとし、各会議は島原地域広域市町村圏組合を構成する市ごとに設置する。

- (1) 地域ケア会議
- (2) 自立支援型ケア会議

### (地域ケア会議)

第3条 地域ケア会議は、地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知。）第4項第2号の規定に基づき、次の各号に掲げる機能を有する。

- (1) 個別課題の解決 多職種が協働して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める機能
- (2) 地域包括支援ネットワークの構築 高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等の相互の連携を高め地域包括支援ネットワークを構築する機能
- (3) 地域課題の発見 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を浮き彫りにする機能
- (4) 地域づくり・資源開発 インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源を開発する機能
- (5) 政策の形成 地域に必要な取組を明らかにし、政策を立案・提言していく機能

### (自立支援型ケア会議)

第4条 自立支援型ケア会議は、介護予防・生活支援サービス事業及び介護保険サービス（以下「サービス」という。）を利用する高齢者本人のケアプランを基に、医療、介護の専門職を始め、民生委員、住民組織等地域の多様な関係者が協働し、高齢者本人の有

する能力の維持及び向上を重視し、自立した生活が継続できるよう支援に向けた検討を図るとともに、サービスに係る支援者の実践上の課題解決力の向上を高め、個別事例を通し地域課題を把握する。

(組織等)

第5条 地域ケア会議は、第3条に規定する機能を果たすため、構成市ごとに委員15人以上で組織し、次に掲げる者の中から島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護支援専門員
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 民生委員
- (5) 住民組織関係者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する介護保険事業計画期間の最終年度末までとし、再任を妨げない。

3 管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。

(自立支援型ケア会議の構成員等)

第6条 自立支援型ケア会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護支援専門員
- (3) 介護サービス事業者
- (4) 地域包括支援センター職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他地域ケアの総合調整に必要と認められる者

2 第1項第1号から第5号の構成員は、あらかじめ関係団体の推薦を受けるものとする。

(会議)

第7条 地域ケア会議は、必要に応じて随時開催することとし、管理者が招集する。

2 自立支援型ケア会議は、協議する内容及び議題に応じて管理者が招集する。

(庶務)

第8条 各会議の庶務は、介護保険課で処理する。

(意見の聴取等)

第9条 各会議において、委員及び構成員（以下「委員等」という。）以外の者から意見を聴くことが適当であると認めるときは、管理者が出席を求め、意見又は事情を聴くことができる。

(守秘義務)

第10条 各会議の委員等及び出席者は、職務上知り得た個人情報を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第11条 各会議に出席した委員等に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(費用弁償)

第12条 委員等が、各会議に出席するために要する旅費を弁償する。

2 前項に基づく委員等の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年4月11日告示第9号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合地域ケア推進協議会設置要綱の廃止)

2 島原地域広域市町村圏組合地域ケア推進協議会設置要綱（平成27年島原地域広域市町村圏組合告示第20号）は、廃止する。

附 則（令和元年6月17日告示第3号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年9月20日告示第9号）

この要綱は、告示の日から施行する。